

未熟児養育医療の給付について

入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う制度です。

対象となる方

岩美町内に居住し、医師が入院治療を必要と認めた未熟児で、以下の 1 または 2 に該当される方

- 1 出生時体重が 2,000g 以下
- 2 生活力が特に弱く下記の症状がある場合

一 般 状 態	a 運動不安、けいれんがある b 運動が異常に少ない
体 温	体温が摂氏 34 度以下
呼吸器・循環器系	a 強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す b 呼吸回数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、または毎分 30 以下 c 出血傾向が強い
消 化 器 系	a 生後 24 時間以上排便がない b 生後 48 時間以上嘔吐が持続する c 血性吐物、血性便がある
黄 疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

公費負担の内容

保険診療と入院食事療養費の自己負担分について、指定養育医療機関で医療を受けた場合に公費負担が適用されます。世帯の課税状況に応じて自己負担額が決定されます。

☆健康保険のみの場合

健康保険（8 割）	患者負担（2 割）
-----------	-----------

☆養育医療を受けた場合

健康保険（8 割）	養育医療公費負担	自己負担
-----------	----------	------

＊併せて特別医療費受給者証の交付手続きを行ってください。当事業利用後、自己負担部分について、特別医療費助成が利用できます。

申請方法

次の書類をそろえて子ども未来課に提出してください。（①～③の様式は、窓口にあります。）

- ①養育医療給付申請書⇒保護者の方が記入してください。
- ②養育医療意見書⇒担当の医師に記入してもらってください。
- ③世帯調書⇒保護者の方が記入してください。（生計を共にしている家族全員を記入）
- ④対象となるお子様の被保険者証の写し
- ⑤前年分の課税額を証明するもの（世帯内の収入のある方の分）

申請後の流れ

- 1）書類審査後、承認されますと養育医療券を申請者にあて送付いたします。
＊認定されなかった場合は、医療給付不承認通知を送付します。
- 2）養育医療券を速やかに指定養育医療機関へ提示してください。
- 3）町から自己負担分の納付書が送付されますので、町へ支払ってください。
＊自己負担額は、所得に応じて決定されます。また、月途中での入退院の場合、その月の日数を日割りした自己負担分を請求します。

未熟児の訪問指導

未熟児養育医療対象のお子様が退院した後に、保健師等が訪問し、お子様の発育状態・育児相談を行っています。

留意事項

- ①医療給付は養育医療券に記載された有効期間までですが、症状が改善した場合は、医師の総合的な判断に基づき、養育医療券の有効期間内であっても終了となります。
- ②治療期間を延長する場合は、別途申請が必要となります。すみやかに、子ども未来課までご連絡ください。
- ③退院後の申請は原則認められません。

申請窓口及びお問い合わせ先

岩美町役場 子ども未来課
☎0857-73-1424